

## 平成30年度保育所などの入所の二次申請を受け付けます

- ▶入所時期 平成30年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより、保育所などでの保育の必要のある乳幼児  
※利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ▶申請書類の配布および受付期間 11月19日(日)～平成30年1月31日(木)
- ▶配布および受付場所 子ども未来課
- ▶その他
  - ・二次申請分の入所選考は一次申請分の入所選考後となるため、選考状況によっては、希望の保育所などに入所できない場合があります。
  - ・市外の保育所などを利用する場合は、同課へ問い合わせください。
  - ・二次申請後は急な転入などによる特段な理由以外、原則として4月入所の受け付けはしません。必ず期間内に申請をしてください。
- ▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)

## 平成30年度学童保育室の二次申請を受け付けます

- ▶入室期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ▶対象 保護者が就労などにより昼間常時留守となる家庭の小学生
- ▶申請書類の配布および受付期間 11月19日(日)～平成30年1月31日(木)
- ▶配布および受付場所 子ども未来課
- ▶その他
  - ・二次申請分の入室調整は一次申請分の入室調整後となるため、選考状況によっては、希望の学童保育室に入室できない場合があります。
  - ・入室決定は申し込み順ではありません。お子さんの学年や保護者の勤務状況などを審査し入室の必要性が高い方から決定します。
  - ・二次申請締め切り後は、急な転入などによる特段な理由以外、原則として4月入室の受け付けはしません。必ず期間内に申請をしてください。
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線262)

## 保育士試験受験手数料を補助します

- ▶対象 平成28年または29年の保育士試験合格により保育士資格を取得し、県内の民間の保育所などへ保育士として勤務が決定した方
- ▶補助内容 受験手数料12,700円  
※幼稚園教諭免許状をお持ちの方で特例制度により保育士資格を取得された場合の2,400円は補助対象外
- ▶申請時期  
【受付開始】保育士証の交付を受け、対象施設(※)に勤務することが決定した日以降  
【受付締め切り】  
(ア) 12月31日(日)までに保育士証の交付を受け、対象施設などに勤務することが決定した方…平成30年1月31日(木)必着  
(イ) 平成30年2月28日(木)までに保育士証の交付を受け、対象施設などに勤務することが決定した方…平成30年3月15日(木)必着  
※対象施設…保育園、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、小規模保育事業A型またはB型、事業内保育事業、乳児院、児童養護施設、認可外保育施設

- ▶提出書類
  - (1)埼玉県保育士試験受験手数料補助事業費補助金交付申請書(様式第1号)
  - (2)保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことが確認できる書類
  - (3)対象者の保育士証の写し
  - (4)対象者の受験手数料の振替払込請求書兼受領証の写し
  - (5)勤務することが決定した施設が認可外保育施設の場合、市町村が発行する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し
- ▶申請方法 県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/jyukentesuuryohojyo.html>)から申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、上記の提出書類を郵送で県少子政策課へ提出してください。【郵送】〒330-9301 埼玉県福祉部少子政策課施設運営・人材確保担当
- ▶問い合わせ 同課施設運営・人材確保担当 ☎048-830-3349

## 新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します

平成30年4月に市内小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前の2月に支給します。

- ▶対象
  - ・平成30年1月1日現在で市内に居住している方
  - ・児童扶養手当を受給している世帯または平成28年中の所得が「準要保護」の基準に該当する世帯
- ▶申請期限
  - 【2月支給分】12月28日(木)まで
  - 【5月支給分】平成30年3月30日(金)まで
- ▶申請方法 平成29年度「行田市就学援助費支給申請書」に必要書類を添えて教育総務課へ持参してください。
- ▶その他 中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助の支給を受けている方は申請不要です。
- ▶問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311



## ご利用ください 病児保育所「げんきキッズ」

病児保育所「げんきキッズ」は、保護者の仕事や急用などのやむを得ない理由により、病氣中もしくは病氣回復期にあるお子さんを家庭で保育できないときに、お子さんをお預かりする施設です。

「子どもが熱を出してしまったが、どうしても仕事を休むことができない」「急な用事が入ってしまったが、子どもが病氣中なので一緒に連れていけない」このようなときは、ぜひご利用ください。

- ▶施設名 病児保育所「げんきキッズ」(小見1401-4 南川げんきクリニック隣) ☎090-8111-8751
- ▶対象 小学3年生までのお子さん
- ▶保育時間 月～金曜日の午前8時～午後6時
- ▶利用方法
  - ①事前登録制のため、事前に病児・病後児保育利用者登録書をげんきキッズに提出してください。
  - ②主治医や小児科医の診察を受けてください。その際、病児・病後児保育利用申請書の医師確認欄に記入してもらってください。
  - ③保育を利用する前日までに予約してください。
- ▶利用日当日に持参するもの
  - ・利用申請書
  - ・印鑑(朱肉を必要とするもの)
  - ・お子さんの健康保険証および子ども医療費受給資格証
  - ・母子健康手帳
  - ・非課税証明書(非課税世帯のみ)
  - ・生活保護受給証(生活保護世帯のみ)
- ▶利用料金 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護世帯は無料)
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線262)

## 多子世帯を応援 ご利用ください 3キュー子育てチケット

県では、お子さんが3人以上いる多子世帯を応援するために子育て・育児サービスなどに利用できるチケット「3キュー子育てチケット」を配布しています。3キュー子育てチケットは、3年間で5万円利用できますので、忘れずに申請してください。

- ▶対象 平成29年度(平成29年4月1日以降)に第3子以降のお子さんが生まれた世帯
- ▶チケット 3年間で5万円の利用が可能  
※1・2年目は各年2万円、3年目は1万円利用することができます。  
※平成29年度は2万円分のチケットが配布されます。
- ▶申請方法 県ホームページからダウンロードした「3キュー子育てチケット申請書」(子ども未来課でも配布)に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写しを同封の上、郵送で3キュー子育てチケット事務局【郵送】〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル3キュー子育てチケット事務局
- ▶その他 チケットを利用できるサービスや利用方法などは、県ホームページを確認するか同事務局にお問い合わせください。
- ▶問い合わせ 同事務局 ☎0570-043-344

